

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	41	担当課	健康増進課
法令名	健康増進法	根拠条項	23-2	不利益処 分の種類	特定給食施設の勧告に係る措 置命令		
<p>(勧告及び命令)</p> <p>第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>二 第二十六条第一項の規定に違反した者</p> <p>三 第二十六条の十五第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。</p>							